

令和6年12月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年12月10日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、山内秀一委員、森田義美委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 22 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 23 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 24 号 農地法第5条の届出について
- (2) 議案第 32 号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第 33 号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第 34 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (5) 議案第 35 号 地籍調査における農地の地目変更について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第22号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第22号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第22号農地法第18条第6項による届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は井寺地区。地目については農振農用地の田が1筆、面積が2,977㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。2ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第23号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第23号農地法第3条の規定による届出の通知が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。報告第23号農地法第3条の規定による届出を2件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は井寺地区。地目については田が5筆と畑が6筆の計11筆、合計面積が3,188㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は4ページになります。申請番号2番です。所在は鯉地区。地目については田が2筆と畑が1筆の計3筆、合計面積が5,175㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第24号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第24号農地法第5条の届出が1件ございます。
事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。報告第24号農地法第5条の届出を1件
ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上仲間地区。農振地域外の田が1筆、面積が22
9㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由につい
ては個人住宅となっております。

6ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用に
なりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第32号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請が1件ござい
ます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は7ページになります。議案第32号農地法第3条の許可申請が
1件ございます。

申請番号1番です。無償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農
振地域内農用地区域外の田が1筆と農振農用地の田が1筆の計2筆、合計面
積が4,640㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通り
です。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。
8ページと9ページに申請地の位置図、10ページに現地の写真を載せてお
ります。11ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の
調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思
われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませ
んでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第33号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。

事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は12ページになります。申請番号1番です。議案第33号農地法第5条の許可申請が1件ございます。令和5年に転用した案件に関連するもので、農振除外後に追加転用申請が上がっている案件です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が2筆、合計面積は204㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由は建築条件付売買予定地となります。13ページに位置図と14ページに土地利用計画平面図を載せております。雨水におきましては集水桝を設置し、通路側側溝への放流、生活雑排水につきましては、公共下水道への接続となります。15ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いします。

(村上委員) 11月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われます。また申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の東側に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、境界部分には空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は16ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を

ご覧ください。申請地は第1種農地であり、目的は建築条件付売買予定地となります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、計画面積の妥当性も適当と判断しております。また、周辺の農地等にかかる営農条件への支障もないものと認められます。よって総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第34号 農用地利用集積計画承認について

(議長) 続きまして、議案第34号基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が9件ございます。事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は17ページになります。、議案第34号基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が9件ございます。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が5筆、合計面積が11,006㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。18ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は19ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が985㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。20ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は21ページになります。申請番号3番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積が3,001㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。22ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は23ページになります。申請番号4番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積が3,372㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。24ページと25ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は26ページになります。申請番号5番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が342㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日となっております。27ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は28ページになります。申請番号6番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積が2,563㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。29ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は30ページになります。申請番号7番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積が4,163㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。31ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は32ページになります。申請番号8番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が2,997㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、

借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。33ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は34ページになります。申請番号9番です。所在は下六嘉地区。農振地域内農用地区域外の田が1筆、面積が1,064㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日となっております。35ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で9件を承認・可決いたします。

○議案第35号 地籍調査における農地の地目変更について

(議長) 続きまして、議案第35号地籍調査における農地の地目変更について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料は36ページに表紙と添付しておりますが、その次のページからの一覧表をご覧ください。今回、地籍調査による地目変更については51筆上がっております。今回も令和4年度と同様に公衆用道路の設置や公共事業で実施した箇所の地目変更など現況に応じた変更であることを事務局で事前に現地調査を行い確認をしております。例えば田から畑など農地間の変更につきましては、現況がどうであるかを確認し、畑に変更する場合は交付対象水田ではないかを確認した上で支障なしとしております。また、田や畑から宅地への地目変更につきましては、登記地目の変更はされていないものの、過去に農地転用許可が下りている農地であることを確認し、今回の地目変更では支障なしとしております。一覧表のとおりで特段問題となる箇所は無かったと判断しておりますが、気になる箇所がございましたら、タブレットにて写真

を見る事が出来ますので、よろしくお願いします。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局の説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もないければ、地目変更について支障なしで承認してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認とさせていただきます。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は1月10日の金曜9時00分からを予定したいと思います。
他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年12月10日

会長 下 田 司

委員 山 内 秀 一

委員 森 田 義 美